

一般社団法人東京都中小企業診断士協会城東支部会員表彰規程

[平成 29 年 2 月 8 日 部長・委員長会決定]

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京都中小企業診断士協会城東支部（以下単に「支部」という。）における会員表彰の基準及び表彰受賞者の選定、表彰の伝達その他会員表彰の手続を定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規程は、全ての支部会員に対して適用する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人東京都中小企業診断士協会（以下「東京協会」という。）定款第 8 条第 2 項の規定に基づく会費を納入しない者及び東京協会定款第 10 条の規定に該当するものとされた者は、この規程に基づく会員表彰の対象とはしない。

(会員表彰の基準)

第 3 条 会員表彰は、支部会員の活動又は支部会員が主体となって構成する組織の活動等により、東京協会及び支部の発展に寄与し、又は多大な功績があった場合に行う。

2 会員表彰に設ける賞の区分、各賞の表彰事由その他の会員表彰の基準の細目は、別に定める城東支部会員表彰基準（以下「会員表彰基準」という。）による。

(会員表彰の方式)

第 4 条 会員表彰は、この規程の定めるところにより支部長が決定した表彰受賞者に対し、支部大会において支部長から表彰状及び表彰記念品を授与する方式により行う。

2 支部会員が主体となって構成する組織の活動等に基づく会員表彰は、当該組織を構成する支部会員を表彰受賞者として表彰状を授与し、当該表彰受賞者の集団に対し表彰記念品を授与する。

3 表彰記念品の額の水準は、会員表彰基準による。

(表彰委員会)

第 5 条 支部に、東京協会支部設置運用規程第 9 条の規定に基づく表彰委員会を置く。

2 表彰委員会の委員長は、副支部長の中から支部長が委嘱する。

- 3 表彰委員会の委員は、会員部長及び総務部長並びに副支部長又は各部の部長・委員長の中から支部長が委嘱した者とする。

(表彰受賞者の決定手続)

第6条 支部会員は、会員表彰基準に定める各賞の表彰事由に該当する者を推薦することができる。

- 2 前項の推薦は、他薦に限るものとし、会員表彰基準に定める様式及び手順により、表彰推薦書を表彰委員会に提出するものとする
- 2 表彰委員会は、表彰推薦書を基に審議を行い、会員表彰基準に定める期限までに表彰受賞者を選定して支部長に報告する。
- 3 表彰委員会は、審議に当たって必要に応じ表彰推薦書を提出した支部会員から説明を聴取し、又は事実関係の調査を行うことができる。
- 4 支部長は、第2項の規定により選定の報告を受けたときは、その報告に基づき速やかに表彰受賞者を決定し、表彰受賞者本人に通知するとともに執行委員会に報告する。

(委任規定)

第7条 この規程及び会員表彰基準のほか、会員表彰の実施に関する細目については、表彰委員会の決定又は表彰委員会委員長、会員部長及び総務部長の協議により定めることができる。

(事務の所管)

第8条 この規程に基づく事務は、会員部及び総務部の所管とし、その分担は会員部長と総務部長が協議して定める。

附 則

- 1 この規程は、部長・委員長会決定の日から施行し、平成29年度以降の支部大会において実施される会員表彰において適用する。
- 2 平成27年度及び平成28年度の支部大会において実施した会員表彰については、この規程に基づき実施されたものとみなす。